

総合調整会議（2020. 7. 16）

○日 時 : 令和2年7月16日（木） 午前8時50分 ～ 午前11時15分

○場 所 : 栗東市危機管理センター3階 大研修室

○出席者 : 市長、副市長、教育長、部長等

<会議内容>

1. 市長の指示事項

市長からの指示事項

[市長]

- ・地域振興券については、人事面も含め、皆でやりきる覚悟を持って取り組むこと。
- ・指定管理者制度については十分に協議し、他市事例も踏まえてやるべきことはしっかりとやること。
- ・国の事業にかかるものや国費を用いて前倒しが可能であるもの等、予算の繰り越しや補正予算の関係も含めて精査すること。
- ・7月採用職員の状況も気になるところであり、様子を見に回りたい。一日も早く職場に慣れられるようお力添えをお願いする。

2. 審議事項

【案件名】地域振興券交付事業の決定について

→ 健康福祉部長、健康増進課長から説明

- ・新型コロナウイルス感染症の流行により大きく影響を受けた市民生活の下支えと、市民の消費行動による市内経済の活性化を図ることを目的とし、併せて国の提唱する「新しい生活様式」の市民定着に向けた取り組みの一助とする地域振興券交付事業（愛称「りっとう元気アップ応援券」）を8月臨時会に提案するにあたり、事業（案）について審議を求めるもの。

区分：決定

【案件名】令和2年度 指定管理者候補の選定（非公募）について （栗東市立農林業技術センター）

→ 環境経済部長、農林課長から説明

- ・指定管理者の募集を行うにあたり、栗東市立農林業技術センターの募集方法を非公募とし、現行の指定管理者である滋賀南部森林組合に限定する。

【非公募にする理由等】

指定管理者制度の運用に関する指針【本編】の「3. 導入に向けた基本的な考え方」の
(1) 導入方法において、4項目のいずれかに該当する場合は、公募を行わず、特定の者に

申請を行わせることができることから、これに当てはまるため非公募の決定を行うもの。

区分：決定

【案件名】 指定管理者（栗東シルバーワークプラザ）の募集方法について

→ 環境経済部長、商工観光労政課長から説明

- ・ 指定管理者の募集を行うにあたり、栗東市シルバーワークプラザの募集方法を非公募とし、現行の指定管理者である栗東市シルバー人材センターに限定する。

【非公募とする理由】

栗東シルバーワークプラザの設置及び管理に係る条例第3条において、当施設で行う事業が明確化されている。

シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第38条に基づいた業務を行う公益法人である。

条例に定める施設の事業目的と、法に定めるシルバー人材センターの行うべき業務内容は一致するところであり、施設の設置目的と団体の活動目的はいわば一体不可分な関係にある。

加えて同団体が施設管理運営に携わることに相当の妥当性があると判断できる。

指定管理者制度の運営に関する指針【本編】の「3. 導入に向けた基本的な考え方」の（1）募集方法の文中、「公募を行わず、特定の者に申請を行わせることができる」の項目に該当する。

- ・ 以前の指定管理者制度の運用に関する指針は、非公募とする際に条例改正を要するものだったが、今般の指針改正で条例改正が必要ないとの見解が確定した。このことから、非公募とする方針に変更したもの。

区分：決定

**【案件名】 令和2年度 指定管理者制度に関する指定管理者の募集方法について
体育施設等（栗東市民体育館ほか8施設）**

→ 教育部長、教育部次長から説明

- ・ 令和2年度の指定管理制度に関する指定管理者の募集方法について、体育施設等（栗東市民体育館ほか8施設）の募集を非公募とすることについて、審議をお願いするもの。
- ・ 体育施設等（栗東市民体育館ほか8施設）の指定管理者について、現に管理している（交財）栗東市スポーツ協会が引き続き管理を行うとして、募集方法を非公募とすることについての審議をお願いしたい。

区分：再議

【案件名】 栗東市立自然活用総合管理棟他 2 施設に伴う指定管理期間の 1 年延期及び債務負担行為について

【案件名】 栗東市立自然体験学習センター（森の未来館）の指定管理について

→環境経済部長、教育部長、農林課長、生涯学習課長から説明

- ・指定管理制度の運用に関する指針【本編】の「10. その他」より、本市が管理している「栗東市立自然活用総合管理棟、こんぜの里バンガロー村、栗東市立森林体験交流センター、栗東市立自然体験学習センター（森の未来館）」について、天災等（新型コロナウイルスの特殊要因）により指定管理者の公募を実施することが適当でないことから、1年間の延期について方針の決定を求めるもの。

区分：決定

【案件名】 新型コロナウイルス感染症の影響による令和 2 年 4. 5 月における指定管理料の予算要求（9 月補正）について〔栗東市立自然活用総合管理棟他 3 施設〕

【案件名】 栗東市立自然体験学習センター（森の未来館）に関する予算要求について

→環境経済部長、教育部長、農林課長、生涯学習課長から説明

- ・指定管理料の令和 2 年 4～5 月の予算要求について審議するもの
- ・新型コロナウイルス感染症にかかる指定管理施設の協定に基づくリスク分担の考え方により、「令和 2 年 4 月 1 日から 4 月 15 日までの市主催のイベントの対応方針にかかる期間並びに令和 2 年 4 月 16 日から 5 月 31 日までの施設休業要請期間における管理運営業務にかかる経費の収支に赤字が生じている場合は、その不足分を指定管理料として市が負担する」ことから 9 月補正にて予算要求を行う。なお、令和 2 年 6 月から令和 3 年 3 月の新型コロナウイルス感染症に伴う指定管理料は 3 月補正で行う。

区分：再議

3. 報告事項

**【案件名】 令和 2 年度 指定管理者候補者の選定スケジュールについて
〔文化・スポーツ施設を除く〕**

**【案件名】 令和 2 年度 指定管理者候補者選定のスケジュール等について
〔栗東芸術文化会館・栗東市民体育館他 8 施設〕**

→環境経済部長、教育部長から説明

- ・令和 2 年度の市施設における指定管理者制度に関する指定管理者の募集（8 月 24 日からホームページに掲載）及び選定委員の募集（8 月 1 日から広報・ホームページに掲載）に伴い、事前に募集から選定までのスケジュール等の報告を行うもの。

区分：了解

【案件名】本市の新型コロナウイルス感染症対応の振り返りについて

→市民政策部長、危機管理課長から説明

- ・ 7月14日時点の当市の新型コロナウイルス感染症にかかる対応概要と、緊急事態宣言も解除され、小康期にある7月時点での取り組みについて、7月22日の議会説明会で報告するもの。

区分：了解

【案件名】令和3年度 国・県予算ならびに施策に対する要望事項について

→市民政策部理事から説明

- ・ 国・県への要望事項について、新政会・公明栗東説明会（6月24日）後に各部局へ照会し、修正した内容について報告を行うもの。

修正した要望事項について

- 5 滋賀県市町振興資金による財政支援について
- 9 新型コロナウイルス感染症にかかる地方財政支援について
- 12 民間事業者の地域材利用建築物に対する支援について
- 20 幼児教育・保育の充実について
- 36 特別支援学級の編制基準の引き下げについて
- 38 公立学校施設大規模改造事業に対する国の財政的支援の堅持について
- 40 少人数指導加配配置について
- 42 第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会にかかる支援の拡充について
- 43 警察活動推進体制の整備について

区分：了解

【案件名】第四次栗東市都市計画マスタープラン（案）について

→建設部長、都市計画課長から説明

- ・ 第四次栗東市都市計画マスタープラン（案）について、令和2年4月10日から5月11日までの間に実施したパブリックコメントの結果及び7月3日に開催した第41回都市計画審議会の答申について7月22日の議会説明会で最終報告し、8月の策定・公表を行うもの。

■スケジュール

- 4月10日～5月11日 パブリックコメント
- 7月3日 第41回都市計画審議会（諮問・答申）
- 7月22日 7月議会説明会で最終報告

区分：了解**【案件名】不法占用工作物の撤去および占用料相当額返還請求事件について**

→建設部長から説明

- ・令和2年4月8日に「栗東市長は、栗東市法定外公共物管理条例に基づく法定外公共物（里道・水路）の管理を怠っている」との理由で住民監査請求があり、監査の結果は棄却となったが、これを不服として令和2年6月17日に大津地方裁判所に訴状を提出されたことから、7月6日に第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が届いた。
- ・今後は、顧問弁護士に弁護依頼を行い、令和2年8月25日までに答弁書を提出し、9月1日の口頭弁論に出廷することとなるため、事前に報告を行うもの。

区分：了解**【案件名】保育施設の開園について**

→子ども青少年局長、幼児課長から説明

- ・令和2年10月に開園する小規模保育事業所2園及び令和3年4月に開園する私立保育所1園について、令和2年7月21日開催の議会説明会において報告するにあたり、各部に事前に内容等の報告を行うもの。

【令和2年10月に開園する小規模保育事業所】

- ・ぱれっと園～おがき～
- ・ニチイキッズ栗東中沢保育園

【令和3年4月に開園する私立保育所】

- ・ももか保育園

区分：了解**【案件名】民設学童保育所設置・運営事業者の募集について**

→子ども青少年局長、子育て応援課長から説明

- ・学童保育所の利用希望者は年々増加しており、今後、利用希望者が定員を超えることが予想される地域を対象に民設学童保育所の設置・運営事業者を募集（令和2年7月27日～9月18日）することに伴い、事前に募集の概要等について報告を行うもの。

区分：了解

4. 閉会

副市長からの挨拶

- ・コロナ禍で業務が増えている中ではあるが、本日の再議案件について宜しくお願ひしたい。

以上